

都立高等学校等の支援制度のお知らせ

しゅうがくしえんきん 就学支援金 授業料

《授業料の支援・授業料実質無償化》

【就学支援金】区市町村民税の課税標準額×6%－区市町村民税の調整控除の額が30万4,200円未満の世帯

【授業料無償化】就学支援金の申請をし、審査の結果が上記基準の30万4,200円を超える世帯

手続：支援希望者は全員、就学支援金の申請手続きを行っていただきます

新入学時 4月（収入判定：7月（毎年 年1回（新1年生は4月と7月の年2回）

※ 就学支援金・実質無償化は保護者が直接授業料を受け取るものではありません。

※ 就学支援金を不申請とした場合は授業料免除対象となりません。必ず申請してください。

しょうがく きゅうふきん 奨学のための給付金 教科書費・教材費 学用品・通学用品 等

《通学に必要な教育費負担軽減》

対象：生活保護受給世帯及び

区市町村民税の所得割額が非課税の世帯

手続：9月初旬締切（原則年1回・新入時 一部早期支給制度あり）

きゅうふがたしょうがくきん 給付型奨学金 資格取得費用 検定試験費用 等

《選択的な教育活動に係る費用軽減》

対象：生活保護受給世帯及び

区市町村民税の所得割額が5万1300円未満の世帯

手続：3月（新1年生は4月）（年1回）

給付方法：各学校が指定する選択的教育活動に必要な経費を東京都が保護者に代わり支払います。

※ 保護者が現金を直接受け取るものではありません。

《教育費全般に対する貸付金》

手続：4月中旬～

貸付方法：指定する口座へ月額1万8000円を振込みます。

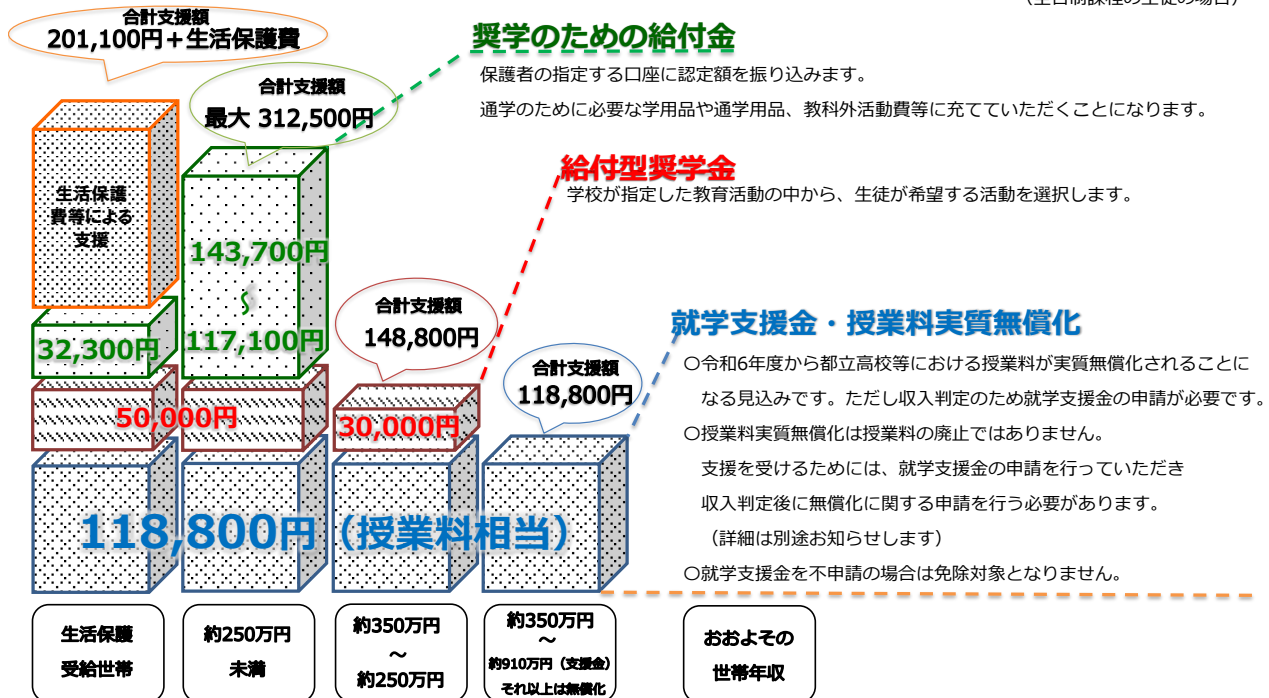
※ 貸付金のため高等学校等卒業後返還義務が生じます。

※ お問い合わせは公益財団法人東京都私学財団へお願いします。

いくえいしきん 育英資金 その他の教育費

ご世帯ごとの支援額

（全日制課程の生徒の場合）



- ※ 授業料実質無償化制度含め、各支援制度を受けるには、必ず申請が必要となります。
- ※ 年収は目安であり、審査は区（市町村）民税から算定して行います。（税申告が必須です）
- ※ 令和5年度現在のものであり、審査基準や支給・給付額が変更になる可能性があります。
- ※ 申請の案内や手続きは、入学された都立高等学校等で行います。